



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

**今回は通勤手当等の非課税（所得税・住民税）と社会保険の取り扱いについて考えて見ます。**

通勤手当（通常の給与に加算して支給されるものに限り）や通勤用定期乗車券（これらに類する手当や乗車券を含みます）は、次の区分に応じ、それぞれ1か月当たり次の金額までは課税されないことになっています。

しかし通勤手当は、所得税が非課税となっている部分についても、**健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料**および**雇用保険料**の対象になります

交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当

1か月当たりの合理的な運賃等の額（通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし**最も経済的かつ合理的**と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額をいいます。（最高限度 100,000円）

自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当

通勤距離が片道 45 キロメートル以上である場合	・ ・ ・ ・ ・	24,500 円
通勤距離が片道 35 キロメートル以上 45 キロメートル未満である場合	・	20,900 円
通勤距離が片道 25 キロメートル以上 35 キロメートル未満である場合	・	16,100 円
通勤距離が片道 15 キロメートル以上 25 キロメートル未満である場合	・	11,300 円
通勤距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である場合	・	6,500 円
通勤距離が片道 2 キロメートル以上 10 キロメートル未満である場合	・	4,100 円
通勤距離が片道 2 キロメートル未満である場合	・ ・ ・ ・ ・	(全額課税)

**(ただし片道 15 キロメートル以上場合には定期券 1 ケ月分相当を限度としてもかまいません)**

交通機関を利用するほか交通用具（自家用車等）も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券

1か月当たりの合理的な運賃等の額と上記の金額との合計額  
(最高限度 100,000円)

その他

1) 通勤のために利用する交通機関がない場合は.....その人の交通用具を使用する通勤距離に相当する距離につきいわゆるJR各社の鉄道を利用した場合に負担することとなる地方交通線の通用期間1か月の通勤定期旅客運賃の額によって差し支えありません

2) 新幹線通勤は認められるか?..... 必要であればOKですが、グリーン料金は含まれません。

3) タクシー通勤は認められるか?..... 早朝出勤等の事情があればOKです。

4) 駅の自転車駐輪場の費用..... 原則通勤費には含まれません。

通勤手当は、法律上、支給してもしなくてもどちらでもかまいませんが、支給している会社が多いようです  
通勤手当の支給額や支給方法は、会社によってさまざまです  
就業規則や給与規定で、通勤手当を支給する旨や支給方法が定められていれば、それにしたがって支給することになります

通勤手当の非課税規定はあくまでも税法上の規定です。したがってこの基準で支給しなくてはならないものではありません。会社独自の規定で支給している場合も多いようですが、非課税枠を超えたりすると給与と認定されますのでご注意ください。